

JPドメイン名紛争処理方針について

JPNIC 事務連絡担当者会議 資料

2000年4月27日

業務部 業務第1課

松丸 真紀子

説明概要

- 何が問題なのか？
- JPNICにおける対応策
- ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース
 - 「紛争処理方針」と「手続規則」の策定
 - 紛争処理が実現する体制
 - スケジュール

何が問題なのか？(1)

- インターネットの急激な拡大
 - インターネット人口の拡大
 - Eコマースの拡大
- ドメイン名の役割(見られ方)の変化
 - ネット上のホストの識別子からeブランドへ
- ドメイン名と商標の間で発生する問題
 - 権利者(商標権者)間における争い
 - 悪意による不正なドメイン名登録・使用の問題
(サイバースクワッティング)

何が問題なのか？(2)

- 一般にドメイン名のどこが問題とされるのか

companyname.com

SLD

(セカンドレベルドメイン)

TLD

(トップレベルドメイン)

companyname.co.jp

3LD

(サードレベルドメイン)

SLD TLD

JPNICにおける対応策(1)

- これまで…現在の登録規則が持つ効果
 - 一組織ードメイン名の原則
 - » サイバースクワッターによる複数登録を阻止
 - 移転禁止の原則
 - » サイバースクワッターによる高額転売を抑制

JPNICにおける対応策(2)

- しかし… JPドメイン名の今後の方針性
 - 上記2つの原則の廃止
 - 事前の規制(審査) → 事後の紛争解決
- サイバースクワッティング対策の必要性
 - 紛争処理方針の策定
 - 紛争処理の体制づくり

ドメイン名の紛争解決ポリシーに関する タスクフォース(DRP-TF)

- ICANN紛争処理方針と手続規則のローカライズ
 - ドメイン名の不正な登録・使用を除外する仕組み作り
- 既存の紛争処理(裁判・仲裁)に代わる方法の検討
 - JPドメイン名紛争処理手続
 - » 低費用(1件10万円程度?)
 - » 短期間(55日程度?)
 - » 非拘束(裁定結果に不服の場合は裁判へ)
 - » 簡易(書類ベースで処理)
- ドメイン名の登録機関(JPNIC)と紛争処理機関の分離
 - .jpのための紛争処理機関を探す

DRP-TF: 紛争処理方針と手続規則の策定(1)

■ DRP-TFにて策定中

JPドメイン名
紛争処理方針

JPドメイン名
紛争処理方針
のための
手続規則

「ドメイン名登録規則」
の一部となる

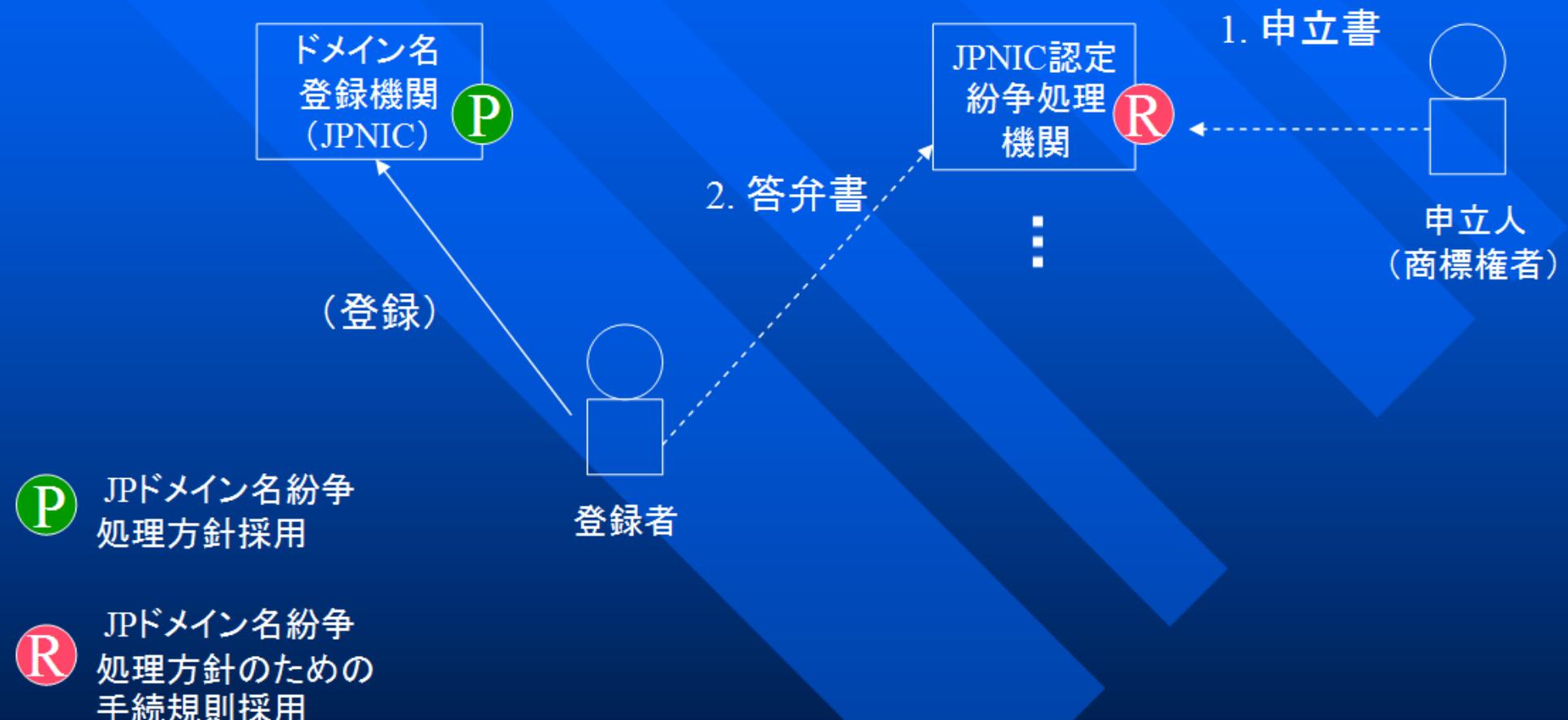
紛争処理機関はこれに
基づいて紛争を処理

DRP-TF: 紛争処理方針と手続規則の策定(2)

■ 紛争処理方針の特徴

- ミニマル・アプローチ
 - » 権利者(商標権者)間の紛争は対象としない
 - » 対象は不正なドメイン名登録または使用のみ
- 不正なドメイン名登録または使用の証明
 1. 実費金額を越える対価で転売することを目的に登録
 2. 商標権者によるドメイン名使用を妨害するために登録し、そのような妨害行為が複数回行われているとき
 3. ライバル会社の事業を混乱させることを目的に登録
 4. ユーザーの誤認混同をねらって第三者の商標でドメイン名を登録・使用
- 非拘束性
 - » 手続終結後10日以内に提訴すれば結果は保留

DRP-TF: 紛争処理が実現する体制



DRP-TF:スケジュール

■ これまで

- 99年12月上旬:DRP-TF結成
- 99年12月~2000年4月:タスクフォース会合
- 2000年1月:WIPO仲裁調停センターとの会合

■ 今後

- 2000年4月26日:運営委員会に第一次答申
- 2000年4月下旬:一般からのパブリックコメントの募集
- 2000年6月下旬:運営委員会に最終答申
- 2000年10月:「JPドメイン名紛争処理方針」発効

最後に

- ドキュメント案は近日中にアナウンスの上、JPNIC Webで公開
- 「JPドメイン名紛争処理方針に関する説明会」を5月中旬に開催予定
- コメント受付窓口
drp-comment@nic.ad.jp